

議案第54号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入所児童)</p> <p>第4条 保育所に入所できる児童は、<u>保育を必要とする</u>小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、<u>保育を必要とする</u>その他の児童を入所させることができる。</p> <p><u>(利用者負担額の徴収)</u></p> <p>第7条 市長は、保育所から保育を受けた児童の支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）又は扶養義務者から、<u>さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例（平成27年さいたま市条例第 号）第1条に規定する利用者負担額を徴収する。</u></p> <p><u>(利用者負担額の減免)</u></p> <p>第8条 市長は、特に必要と認めるときは、<u>前条の利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(入所児童)</p> <p>第4条 保育所に入所できる児童は、<u>保育に欠ける</u>小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、<u>保育に欠ける</u>その他の児童を入所させることができる。</p> <p>第7条 [略]</p>

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。